

隠岐の島町新庁舎建設基本設計プロポーザル 技術提案書等作成要領

1. 参加表明書等の提出方法

(1) 書式等

- ① 技術提案書等は、全て片面使用とし、用紙の大きさは「日本工業規格 A 4 又は A 3」とします。A 3 については、折り込み添付とする。
- ② 使用する文字のフォント及びポイントは自由とする。
- ③ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

(2) 提出方法

- ① 事務局まで持参又は郵送（配達証明つき書留郵便に限る。）により行うこととし、併せて提出書類の電子データ（ファイル形式：Microsoft Word, Excel、pdf のいずれか）を収録した CD も提出して下さい。
- ② 電子メールによる提出は受理しません。
- ③ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ④ 提出された技術提案書の書類は返却しません。
- ⑤ 業務実施方針及び技術提案書は、左上 1 箇所をホッチキス等で留めて提出すること。

2. 技術提案書等作成における注意事項

(1) 基本事項

本プロポーザルは、優れた構想を提案できる設計者を選考することを目的としています。提案者は、隠岐の島町新庁舎建設基本設計にあたっての考え方を「業務実施方針」、「技術提案書」に簡潔・明瞭に表現して下さい。

(2) 業務実施方針

- ① A 4 又は A 3 版とします。縦横及び様式は問いません。
- ② 隠岐の島町新庁舎建設基本設計にあたっての考え方、工程計画、実施フロー及び設計上特に配慮する事項等を 1 枚にまとめて記入すること。
- ③ 提出者が特定可能な内容（具体的な会社名等）は記入しないこと。

(3) 技術提案書

- ① A 3 横 横書き とします。

- ② 実施要領 14. 技術提案書の提出(1) 提案課題に対する考え方等について文章及びそれを補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ等（着色、彩色可）にて3枚以内にまとめて記入すること。
- ③ 提出者が特定可能な内容（具体的な会社名等）は記入しないこと。